

平成20年

柏崎市臨時教育委員会会議録

1月18日

市長



副市長



教育長



教育次長	教育総務課長	学校教育課長	青少年育成 センター副所長	教育センター 所長	生涯学習・ 体育課長	図書館長

平成20年 柏崎市臨時教育委員会会議録

1 日 時 平成20年1月18日(金) 午後1時30分

2 場 所 柏崎市役所 分館 2階 教育長室

3 出席委員 委員長 高杉 志 朗
二番委員 品 田 信 子
三番委員 栗 林 淳 子
四番委員 山 崎 高 美
五番委員 小 林 和 徳

4 欠席委員 な し

5 事務局出席職員

教育次長	歌 代 俊 樹
教育総務課長	遠 山 和 博
学校教育課長	涌 井 昭 夫
教育総務課課長代理	井 口 昭 雄

6 審議事項 別記のとおり

臨時教育委員会

平成20年1月18日

午後1時30分

分館 2階 教育長室

日 程

1 会議録署名委員指名

2 審議事項

(1) 職員の懲戒処分について（秘密会）

1 会議録署名委員指名

（委員長）

今日は臨時教育委員会ということでございます。

会議録署名委員は、栗林委員と小林委員にお願いしたいと思います。

2 審議事項

（委員長）

人事に関することですので、今日は秘密会ということでお願いしたいと思います。（はい）

（委員長）

それでは、事務局から説明をお願いします。

（教育総務課長）

それではこれから関係書類をお配りしますが、秘密事項でございますので、審議が終わりましたら返印をお願いしまして資料の確認をお願いします。審議事項で3ページ、資料1、別紙1、資料2、資料3、資料4、別紙2、資料5ですが、よろしいでしょうか。

私のほうから説明させていただきます。教育委員会職員の懲戒処分ということで、処分対象者、

知分の内容ですが、後ほど詳しく説明させていただきますが、3つ違反行為がありました。1つは情報セキュリティポリシー第133条の公私混同の禁止違反、具体的に申しますと教育委員会に基幹系の端末機、住民基本台帳を見る機械がございます。これを使用権限がないのに正規の手続きを経ないで、他の業務のついでに私的な理由によりまして関係のない第三者の個人情報を覗き見たうえ、さらに、2番目の第134条の守秘義務違反で個人情報を知人に漏らした。3番目は、個人情報第3条の実施機関の責務及び正当な理由がないのに個人情報を漏らした違反ということです。職務上知り得ました第三者の個人情報を知人に漏らしたという3つの理由でございます。懲戒処分としましては、第3番目、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に基づいて減給、給与月額10分の1、6か月、昇給2号減、勤続手当100分の10減額したいということでございます。具体的な内容ですが、次のページ、4番、今回の事件の発端となった経緯でございますが、10月23日に から相談がありました。

[REDACTED]

具体的な内容については、顔末書、資料3に [REDACTED] とのやり取りの内容が具体的に書いてあります。

[REDACTED]

[REDACTED]

別紙1に懲戒処分の方針があります。懲戒処分をする際の基準であります。懲戒処分の種類は、免職、停職、減給、戒告の4つあります。今回は、停職に次ぐ、重い減給10分の1、6か月にしたい。

[REDACTED]

[REDACTED]

今回の違反行為は全く業務に関係ない、私的な理由である。他の職員及び社会に与える影響については、今回の処分は停職に次ぐ重い処分である。前回のセキュリティポリシー違反は10分の1、3か月でしたが、秘密漏洩が加わっておりますので、更に重い処分でありますので、

[REDACTED]

[REDACTED]

訓告の文面は別紙資料2をご覧ください。できればおわかりのように、管理監督の不行き届きということで訓告処分にさせていただくものです。

今後こういった対応をしていくかということですが、資料5番にセキュリティポリシー違反ということで、情報を取り扱う上で職員一人ひとりに徹底するため研修を実施したり、端末機を管理する監督の徹底を図るということでございます。2番目は、個人情報保護条例をよく理解して徹底を図るということのため研修をします。

公表については、資料4番、市議会議員と報道機関に対する公表文と謝罪文です。これを市議会議員と報道機関に配布します。読みますと、柏崎市におけるセキュリティポリシー違反及び個人情報条例違反により下記のとおり職員の処分を行った。事案の概要は、懲戒処分対象の職員は勤務時間中に使用権限が付与されていないにも関わらず教育委員会に設置されている関係の端末機を正規の手続きを経ないで使用し、私的な事由で自分と関係のある特定の人の住民基本台帳を覗き見る行為に及んだ上、この個人情報を知人に漏らした。また、職務上知り得た自分と関係のある特定の人の個人情報も同様な事由で同じ知人に漏らした。これらの行為はセキュリティポリシーの公私混同及び個人情報保護条例に違反するもので、また、市民の信頼を失う行為であり地方公務員法第33条信用失墜行為の禁止にも抵触する、非違行為は明らかであり、柏崎市職員処分指針に基づき処分をする。内容は給料月額10分の1の減給6か月で、処分は今日、みなさんから御理解いただいたこの後に処分をする。課は特定されるので、部は、教育委員会とし、役職は主査、男女別は特定されるので、その他として関係職員の処分として該当職員に加え、次にある関係課長を訓告処分とした。これを報道機関と市議会議員に配布させていただきます。謝罪文は後でお読みいただきたいと思います。

委員：(委員長)

個人名は出さないのか。

(教育総務課長)

出しません。出さない理由は本人のプライバシーもありますし、職員個々の非違行為による処分内容は個人情報であり、量刑の透明性の確保の観点から職員…本来個人情報であることから個人の利益を侵害するような情報は公表できないということになっています。判例でも情報の開示はできるかぎり個人のプライバシーを侵害しないように行われるべきで…。事案の概要と処分の内容、年月日、30歳代ということを公表する。男女別も個人情報ということで公表しない。以上でございます。こうした内容で処分をさせていただきたいので、皆様のご意見をいただき、これでいいかどうか決定していただきたいと思います。

(委員長)

皆さん質問などありましたら。

(小林委員)

男女問わず、主査30歳代といったときに、教育委員会では何人もいないのか。

(教育次長)

12人います。

(教育総務課長)

それをさらに男女別にしますと限定されますので。

(東林委員)

(教育総務課長)

(東林委員)

(教育総務課長)

(委員長)

市役所職員の場合は、労働組合、市職労のメンバーであるわけで、こうした話は市職労との調整もしているのですか。

(教育総務課長)

明らかに間違いですので、組合がどうこうできるものではありません。

(教育次長)

懲戒処分基準があったり、公表の基準もきちんと作成してあるので職員の処分が公平性に欠けてい
るとかはない。

(委員長)

(教育総務課長)

(委員長)

(教育総務課長)

(委員長)

(教育総務課長)

[Redacted]

(委員長)

[Redacted]

(教育総務課長)

[Redacted]

(委員長)

[Redacted]

(教育総務課長)

[Redacted]

(栗林委員)

[Redacted]

(教育総務課長)

[Redacted]

(栗林委員)

[Redacted]

(教育総務課長)

[Redacted]

(委員長)

情報を開示したことは。

(教育総務課長)

違反なんです。端末機を使ったことがまず違反なんです。

(教育次長)

端末を見る権限がないのに見たということ。

(委員長)

本人は認めていないのか。

(教育次長)

認めている。

(教育総務課長)

本人は認めている。

(教育次長)

端末を見る権限がないのに端末を見たということがひとつ。それを他人、第三者に漏らしたそれがふたつということです。セキュリティポリシーでも違反行為だという話になってくるし、個人情報条例の中でも秘密漏洩は違反なのでセキュリティポリシーと個人情報条例で非行為であるので処罰せざるを得ない。

(栗林委員)

(教育総務課長)

(委員長)

いろいろ調査され、過去の判例からもこのへんが妥当であろうということですが、

(教育総務課長)

(委員長)

(教育総務課長)

(教育次長)

処分の決定はあくまでも教育委員会です。

